

令和2年12月愛荘町議会定例会会議録

令和2年12月23日（火）午前10時00分開議

**議事日程（第3号）**

日程第1 議案第66号 愛荘町介護保険条例等の一部を改正する条例

---

**本日の会議に付した事件**

日程第1

~~~~~

- 追加日程第1 議案第78号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第1 議案第79号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第3 議案第80号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）
- 追加日程第4 議案第81号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第5 議案第82号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第6 議案第83号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第7 議案第84号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）

~~~~~

- 追加日程第1 意見書第8号 日本学術会議任命問題に関する意見書
  - 追加日程第2 意見書第9号 後期高齢者医療費の2割負担の中止を求める意見書
  - 追加日程第3 意見書第10号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書
  - 追加日程第4 議提第16号 愛荘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
  - 追加日程第5 議提第17号 同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議
  - 追加日程第6 議提第18号 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 追加日程第7 議提第19号 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 追加日程第8 議提第20号 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 追加日程第9 議提第21号 議員派遣について
-

### 出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 吉岡 忽ミ子君
11番 瀧 すみ江君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 河村善一君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	石田政則君
教育長	徳田 寿君	教育次長	青木清司君
総務担当政策監	上林市治君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
福祉担当政策監	岡部得晴君	経営戦略課長	生駒秀嘉君
学校教育担当課長	田中幹雄君	建設・下水道課長	羽田順行君
住民課長	阪本 崇君	福祉課長	田中孝幸君

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長 徳田 郁子 書記 宮崎 淳

開議 午前10時00分

### ◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。座らせていただきます。

12月本会議最終日であります。コロナ禍ではありますが、全議員ご出席のもと開会できますこと、喜んでおります。

本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、議場でマスク着用、提案者の説明につきましても自席での発言とさせていただきますので、ご了解ください。

中村産業担当政策監より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第1、議案第66号 愛荘町介護保険条例等の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第66号 愛荘町介護保険条例等の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。議案書の9ページ、説明資料の8ページをお願いしたいと思います。説明資料の方でご説明いたします。

まず、制定の理由でございますが、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正によりまして、特例基準割合の呼称が「滞納金特例基準割合」に改められたことに伴い、所要の改正を行うため制定をするものでございます。すみません、「延滞金特例基準割合」でございました。申し訳ございません。

制定に要旨でございますが、次の3つの条例の付則に規定している延滞金の割合等の特例について改正を行うものでございます。

具体的には、第1条では愛荘町介護保険条例の一部改正で付則第14項を、第2条では愛荘町公共下水道に係る受益者の負担に係る条例の一部改正で付則第3号3項を、第3条では愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部改正で付則第3条を「特例基準割合」

を「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。

本条例の施行については、令和3年1月1日からです。

また経過措置としまして、改正後の各条例の規定中、延滞金に関する部分は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（河村善一君）** 起立全員であります。よって、議案第66号 愛荘町介護保険条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（河村善一君）** 暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

**○議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（河村善一君）** お諮りします。ただいま議案7件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 異議なしと認めます。よって、議案7件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

**◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（河村善一君）** 追加日程第1、議案第78号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

**○教育次長（青木清司君）** それでは、1ページをお願いいたします。議案第78号 契約の締結につき議決を求める議案について、提出いたします。

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

まず、1 契約の目的でございます。令和元年度工事第31号 愛知中学校校舎等大規模増改築工事（電気設備）でございます。

2 変更契約の金額でございます。変更前の契約金額4億150万円、変更後の契約金4億4,381万4,800円、4,231万4,800円の増でございます。

契約の相手方 滋賀県大津市晴嵐一丁目3番15号、株式会社ケイテック 代表取締役 草野吉方でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（河村善一君）** 起立全員であります。よって、議案第78号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（河村善一君）** 追加日程第2、議案第79号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

**○教育次長（青木清司君）** それでは、2ページ、議案第79号 契約の締結につき議決を求める議案について、提出をいたします。

契約の締結につき議決を求めることについて。次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和元年度工事第32号 愛知中学校校舎等大規模増改築工事（給排水冷暖房設備）でございます。

変更契約の金額、変更前の契約金額2億6,895万円、変更後の契約金2億7,686万5,600円、791万5,600円の増でございます。

契約の相手方 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子249番地、株式会社湖東工業所 代表取締役 上林清作でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（河村善一君）** 起立全員であります。よって、議案第79号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

## ◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第3、議案第80号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第80号をご説明いたします。別冊補正予算書と、補正予算の概要をお願いいたします。補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第80号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）。令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,022万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億5,868万9,000円とするものでございます。

第2条でございますが、債務負担行為は「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

5ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為でございますが、GIGA-Pro事業で期間は令和3年度まで、GIGAスクール構想により整備した学校ICT環境を一層効果的に活用するため、令和3年度において個別学習ドリルの導入を予定しています。令和3年度の年度当初からGIGAスクールの本格稼働により、個別学習ドリルの使用を開始できるよう行うもので、限度額は277万2,000円でございます。

次に、各科目の補正額および主な内容をご説明いたします前に、今回の補正の主なものを申し上げます。

今回の補正につきましては、一般会計では、町議会議員14名分、特別職の職員3名分、職員は当初172名分の予算を計上しておりましたが、実際は168名で4名分の減額、また、4月の人事異動および先日ご議決いただきました人事院勧告等による人件費につきまして、今回精査をさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書の8ページをお願いいたします。予算書の8ページでございます。

まず歳入でございます。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1節の財政調整基金繰入金で3,022万4,000円の減額は、財源調整によるものでございます。

次、歳出でございます。9ページをお願いいたします。

冒頭申し上げましたように、人事院勧告および職員の人事異動等に伴う人件費補正で、科目と補正額および対象人数の説明とさせていただきます。

まず1目議会12万4,000円の減額は、議員14名分の期末手当の減額および一般職員2名分の精査。下段、1目一般管理費415万3,000円の減額は、町長および副町長、一般職員25名分の精査、下段、1目税務総務費につきましては、補正額はございませんが、給料・職員手当の一般職員9名分の精査でございます。

10ページをお願いいたします。1目戸籍住民基本台帳費345万円の減額で、職員9名から8名への1名減による精査。

下段、1目戸籍住民基本台帳費343万5,000円の減額で、職員9名から8名への1名減による精査でございます。下段、1目統計調査費46万円の追加は、職員1名分の精査。下段、1目社会福祉総務費846万5,000円の減額は、職員21名から19名への精査。

11ページをお願いします。7目国民健康保険費257万円の追加は、国民健康保険事業特別会計の一般会計からの職員人件費分の操出分。下段、12目介護保険費20万円の減額は、上記同様、介護保険特別会計への操出分。下段、14目後期高齢者医療費17万5,000円の減額につきましても上記同様、後期高齢者医療事業特別会計への操出分でございます。

下段、4目保育園費250万円の減額は、職員18名分の精査。下段、5目児童福祉施設費80万円の減額は、職員1名分の精査。下段、1目保健衛生総務費296万1,000円の追加は、職員3名から4名への精査でございます。

12ページでございます。4目保健衛生費97万円の減額は、職員11名分の精査。下段、2目農地総務費352万円の減額は、職員5名から4名への精査。下段、5目農地費63万円の減額は、職員1名分の精査。下段、1目商工総務費312万6,000円の追加は、職員5名から6名への精査。

13ページでございます。1目土木総務費497万円の追加は、職員7名から6名への精査。下段、1目道路橋梁総務費586万8,000円の減額は、職員2名分の精査。

14ページでございます。2目下水道費801万8,000円の減額は、下水道事業会計への操出金。下段、2目小集落地区改良事業費23万3,000円の追加は、職員1名分の精査。1目非常備消防費360万円の減額は、職員3名から2名への精査。

15ページでございます。2目事務局費389万4,000円の追加は、教育長および職員



13名分の精査。下段、1目幼稚園費 277万5,000円の追加は、愛知川・秦荘両幼稚園職員18名分の精査でございます。

次、16ページをお願いいたします。7目図書館費 750万円の減額は、愛知川・秦荘両図書館職員10名分の精査でございます。下段、3目給食費 125万円の減額は、職員2名分の精査でございます。

次、17ページ以降は給与費明細書でございますけれども、まず17ページは特別職でございます。上段が補正後の部分で、中ほどが補正前、一番下段が比較でございます。

18ページ以降でございますけれども、一般職の部分で、18ページには総括、それから19ページ、アの会計年度任用職員以外の職員ということで、先ほど冒頭申し上げました補正後168名の内訳が載っております。下段の職員手当の内訳でございますけれども、給与費の中の職員手当の詳細が載っておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。以上、20ページまでが給与費明細書でございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（河村善一君）** 起立全員であります。よって、議案第80号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（河村善一君）** 追加日程第4、議案第81号 令和2年度愛荘町国民健康保

険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

**○福祉担当政策監（岡部得晴君）** 議案第81号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、説明させていただきます。議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,726万8,000円とするものがございます。

事項別明細書の26ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、人事異動および人事院勧告による職員人件費について予算措置をしようとするため補正をお願いするものがございます。

歳入の部でございます。10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金については、人事異動および人事院勧告による職員人件費分としまして257万円を追加するものがございます。

次ページになりますが、歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費については、人事異動および人事院勧告に伴う給与・職員手当と共済費を合わせて257万円追加するものがございます。

28ページから30ページにつきましては、補正後の給与費明細書でございます。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君

の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（河村善一君）** 起立全員であります。よって、議案第81号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（河村善一君）** 追加日程第5、議案第82号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

**○福祉担当政策監（岡部得晴君）** 議案第82号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、説明をさせていただきます。議案書の31ページをお願いいたします。

令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億111万4,000円とするものでございます。

事項別明細書の36ページをお願いしたいと思います。今回の補正予算については、人事異動および人事院勧告による職員人件費について予算措置をしようとするため補正をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。4款繰入金1項一般会計繰入金3目職員給与等繰入金については、一般会計からの繰入を17万5,000円減額するものでございます。

37ページになります、歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費については、人事異動および人事院勧告に伴う給与・職員手当等を合わせて17万5,000円減額するものでございます。

次の38ページから40ページにつきましては、補正後の給与費明細書でございます。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（河村善一君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第82号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第6、議案第83号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第83号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明をさせていただきます。議案書の41ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,576万7,000円とするものがございます。

事項別明細書を46ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算については、人事異動および人事院勧告による職員人件費について予算措置しようとするため補正をお願いするものがございます。

歳入の部でございます。3款国庫支出金2項国庫補助金4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）については、人事異動および人事院勧告による地域包括支援センター職員人件費分として、財源負担割合分の60万1,000円を追加するものがございます。

5 款県支出金 2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、人事異動および人事院勧告による地域包括支援センター職員人件費分といたしまして、財源負担割合分の 30 万円を追加するものでございます。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目その他一般会計繰入金については、人事異動および人事院勧告による一般職員人件費分としまして、一般会計からの繰入を 50 万円減額するものでございます。

4 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）については、人事異動および人事院勧告による地域包括支援センター職員人件費分といたしまして、財源負担割合分の 30 万円を追加するものでございます。

2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金については、人事異動および人事院勧告による地域包括支援センター職員人件費分として、保険料財源負担割合分の 35 万 9,000 円を追加するものでございます。

47 ページでございます。歳出でございます。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費については、人事異動および人事院勧告に伴う給与、職員手当等を合わせて 50 万円減額するものでございます。

4 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業・任意事業 1 目地域包括支援センター運営費については、人事異動および人事院勧告に伴う給与、職員手当等、共済費を合わせて 156 万円追加するものでございます。

48 ページから 50 ページは、補正後の給与費明細書でございます。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。

これより議案第 83 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第83号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（河村善一君） 追加日程第7、議案第84号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 議案第84号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）について、説明させていただきます。補正予算書の51ページをお願いします。

（総則）第1条 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）第2条 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、人事異動および人事院勧告による職員人件費について、予算措置しようとするため補正をお願いするものでございます。

支出につきましては、人事異動および人事院勧告に伴う給与関連の減額補正であります。

収入、第1款下水道事業収益第2項営業外収益、既決予定額7億9,888万9,000円に対し、補正予定額801万8,000円の減、計7億9,087万1,000円でございます。

続きまして支出、第1款下水道事業費用第1項営業費用、既決予定額9億2,472万9,000円に対し、補正予定額801万8,000円の減、計9億1,671万1,000円でございます。

詳細につきましては、補正予算の概要14ページから15ページをご覧いただきたいと思っております。

また、52ページにつきましては実施計画収益的収入、53ページはその支出、54ページにおきましては、実施計画説明書収益的収入および支出、55ページはその支出となっております。

また、56ページにつきましては給与費明細書、57ページは給料および手当の増減額

の明細となっております。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第84号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま意見書3件、議提6件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、意見書3件、議提6件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎意見書第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、意見書第8号 日本学術会議任命問題に関する意見書についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。13番、辰己 保君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

**〇13番（辰己 保君）** 意見書第8号を提案させていただきます。

意見書第8号

愛荘町議会議長 河村善一様

日本学術会議任命問題に関する意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者 愛荘町議会議員 辰己 保

賛成者 愛荘町議会議員 瀧 すみ江

意見書を朗読させていただきます。

日本学術会議任命問題に関する意見書

菅義偉首相が、日本学術会議（以下、会議）が新会員として推薦した105人のうち6人の任命を見送ったことが大きな問題になっています。政府は「首相が会議の推薦通りに任命する義務はない」との立場で任命見送りを正当化しています。

日本学術会議法（以下、日学法）は17条で「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し……内閣総理大臣に推薦する」とし、7条で「会員は、第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と定めています。

会員の選任方法を公選制から推薦制に変えた日学法改正案の審議の際、当時の中曾根康弘首相は「政府が行うのは形式的任命にすぎない」と述べ、それ故に「学問の自由独立というものはあくまで保障される」と強調していました。さらに「形式的任命」について、当時の担当大臣は「推選された者をそのまま会員として任命する」と明言するなど法令解釈が定着しています。

この任命見送りは、①従来の政府答弁を覆し会議が推薦した候補の一部を首長が見送ったこと、②「優れた研究又は業績」が日学法の唯一の推薦基準なのに「総合的・俯瞰的な立場という別の基準を持ち込んで任命見送りの理由にしたこと、③任命は「推薦に基づいて」行わなければならないのに首相が推薦名簿を「見ていない」と述べていること、④内閣官房副長官が6人の除外に関わり、学術会議の選考・推薦権、首相の任命権を侵害したことなど幾重にも日学法に違反しています。さらに、個人の研究者の自由な研究を阻害するとともに、学術会議という研究者のコミュニティーの自主性・自発性に対する乱暴な介入であり、憲法23条の「学問の自由」に反します。

よって、政府におかれては、6人の任命見送りの理由と事実経過を国民へ詳細に説明



し、違憲・違法な任命見送りを撤回し、直ちに6人を任命するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年12月23日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

どうか、この問題は単に学術会議の組織の問題、会員科学者の問題でとどまらず憲法の問題、このことを本当に強く皆さんにご理解いただいて、ご賛同いただくことを願って、提案とします。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。

これより意見書第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（河村善一君）** 起立少数です。よって、意見書第8号 日本学術会議任命問題に関する意見書については、否決することに決定しました。

---

### ◎意見書第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（河村善一君）** 追加日程第2、意見書第9号 後期高齢者医療費の2割負担の中止を求める意見書についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。11番、瀧 すみ江君。

〔11番 瀧 すみ江君登壇〕

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番 瀧 すみ江。意見書第9号の提案説明をさせていただきます。

意見書第9号

令和2（2020）年12月23日

愛荘町議会議長 河村善一様

後期高齢者医療費の2割負担の中止を求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者 愛荘町議会議員 瀧 すみ江

賛成者 愛荘町議会議員 辰己 保

では、本文を読ませていただきます。

後期高齢者医療費の2割負担の中止を求める意見書

政府は、75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担を2倍化する動きを加速させています。現在の「原則1割」を「一定所得以上は2割」に上げる案を軸に政府内で検討が進んでいます。負担増が実行されれば、病気やケガをするリスクの高い75歳以上の人が経済的理由で受診を我慢し、症状を悪化させることになりかねません。

財務省は約1,815万人の75歳以上の人のうち、対象を「可能な限り広範囲」にすることを提起しています。既に「現役並み所得」は3割負担です。

厚生労働省は、住民税非課税世帯を除く約945万人（75歳以上の全体の52%）を2割負担にした場合、1人当たり年平均3万4,000円の負担増になる推計を公表しました。公的年金が抑制され収入が増えない高齢者にとって、あまりに大きな打撃です。

75歳以上に2割負担を導入することは、2008年に発足した後期高齢者医療制度の大原則を覆すものです。制度開始後、当時の麻生太郎首相（現財務相）は、原則1割負担について「高齢者が心配なく医療を受けられる仕組み」だと国会で説明し、「ぜひ維持したい」と表明しました。

年収に対する窓口負担割合で見ると、75歳以上は40～50代の2～6倍近い負担をしているのが実態です。75歳以上は収入が少ないのに、年齢が進むにつれて複数の診療科や医療機関にかからざるを得ず、受診回数も増えるためです。このような高齢者にさらに重荷を強いることは、必要な医療を受けることを妨げます。

高齢者の負担は医療窓口だけではありません。介護保険でも既に利用料の2割負担が一定所得以上で行われています。医療や介護の保険料も増加と一途です。介護保険の2割負担開始後、介護サービスを中止した人が少なくありません。医療でも病院に通うのをあきらめる人が続出しかねません。早期発見・治療の遅れで重症化すれば、逆に医療費は膨らみます。

コロナ禍での受診控えで高齢者の健康への影響が懸念される中での原則 2 割負担化には、「さらなる受診控えを生じさせかねない政策をとり、高齢者に追い打ちをかけるべきではない」（日本医師会）と、批判が相次いでいます。コロナから高齢者をはじめ国民の命と健康を守る体制の強化が何より急がれる時に、それに逆行する窓口負担増はやめるべきです。

よって、政府におかれては、後期高齢者医療費の 2 割負担の中止を強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2020年12月23日

内閣総理大臣  
構成労働大臣 様  
財務大臣

滋賀県愛知郡愛荘町議会

以上、文章を読みあげさせていただきました。

やはりこのことについては、1 割から 2 割に引き上げると、約 370 万人の方々の窓口負担が一気に 2 倍になることとなります。ですから、本当にこのコロナ禍の中で、受診をただでさえ控えておられるのに、二重の受診控えになることになり、高齢者の健康また命を守ることができないものであるということを訴えます。

ですから、愛荘町議会としてこの意見書を皆さんの賛成で可決していただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4 番、西澤議員。

**○4 番（西澤桂一君）** 議長にその前にお尋ねしますけれども、提案者と賛成者それぞれに聞きたいのですが、一括ではなくて、その都度聞く方法でよろしいですか。

それでは、最初、提出者の瀧議員にお尋ねしたいと思います。この意見書は、受給を受ける立場からというような意見がほとんどになっておりますけれども、やっぱりこの制度を維持していくということには当然、財源が必要になります。

ですから、財源面につきましてもやはり、できればこの意見書の中では取り上げていただく方が私はよくわかると思いますけれども、そこの考え方についてお尋ねをいたします。

**○議長（河村善一君）** 11 番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。財源を示した方がということでおっしゃっておられるわけですが、全協でも言わせていただいたように、国の後期高齢者医療費に係る国の負担割合が、後期高齢者医療制度が導入された時45%だったのですけれども、それを35%に切り下げたということがあります。国は国庫負担つまり「公助」を減らして、現役世代に肩代わり。「共助」に頼らせる。そして高齢者自身の負担、「自助」に求めるというようなことを行っているわけで、まずこの公助である国の負担を引き上げ元に戻すことが唯一の解決策、財源となると思います。

また、1割負担を維持するのに必要な国庫負担は880億円ということ、調べてみますとそういうことを言われています。国家予算の規模と言いますと400兆円規模というのがありまして、その中で防衛予算も5兆あります。そしてアメリカ軍基地に出す思いやり予算も946億円というのがあります。過年度の19年度だったと思いますけれども、そういうこともありますし、あと大企業の優遇税制を見直すと、2019年度試算で4兆円というお金が出てまいります。ですから、企業で優遇税制というのがありまして、そのとこで4兆円も出てきますけれども、法人事業税の外形標準課税の強化というので赤字企業なども生まれておりますので、これを元に戻したら、この分を戻すと2.5兆円の財源が生まれるということで、そういう財源を使えば2割に引き上げなくても十分に財源はやっていけるということを申し上げます。以上です。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤議員。

**○4番（西澤桂一君）** やはり、私、今お聞きしたのは、そういう理由があるのならば当然意見書の中に入れるべきではないかと。その方がということでお聞きをしたわけです。これ以上再質問いたしません。次は辰己議員にお聞きしたいと思います。

今回のこの問題は、後期高齢者医療制度自体ですけれども、窓口の患者負担分を除きまして現在後期高齢者が1割、それから協会けんぽとか国保とか共済、こういうのに入っておられる現役が4割、公費が5割ということになっております。やはり今後の状況を見ますと、団塊世代と言われる層が全部75歳以上になってきますから、最終的には2,179万、18.1%というような状況になるのではないかと考えております。

高齢者の医療費は若い人と違いまして、一人平均だいたい年間100万円くらい要っておりますから、非常にこの医療費全体としても膨大になるわけです。これを現システムの中で考えていくなれば、やはり窓口負担は当然要するということは否めませんが、やはり現役世代の負担が変わってくる、こういうような構造になります。私は、やっぱ

り 75 歳以上は、現役並みは 3 割だよ、そのほかは 1 割だよというのじゃなくて、やっぱり収入に応じた負担をすべきではないかな。ほかの医療制度もそうですけれども、例えば共済組合にしても普通の協会けんぽにしましても、給料に足していくらというような負担をされています。やはりそういうことから考えていきましたら、後期高齢者の中においても、現役は現在 3 割ですけれども、2 割という線を取り入れてもよいのではないか。やはり所得・収入に応じた負担割合、ここに考え方を持っていくべきではないかと思います。

世代間の格差ということが言われていますけれども、その点についてどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 13 番、辰己 保君。

**○13 番（辰己 保君）** 今、質問を聞いている中ですべての整理をしているわけではありません。

まとめてみれば、現役並みの方々に負担が 1 つ行っているということから考えて、医療制度を維持していくうえで、全体で負担をもとめていくのは仕方がない。そうした負担を求める 1 つの基準として、すべての国保以外、協会けんぽ等などは収入の力に応じて料金が求められていると。そこから照らしてもそういう考え方があっていい、そうした質問であつたらう。そうした中で、特に現役世代の負担が増えていくのを抑えていかなければならないということも言われています。

まず、質問者も言われたように、今の制度だけを見ていると、その枠内で解決を図る。すべての医療費、当然、総額の社会保障費という言い方をさせていただきますが、当然、高齢者が増えていき、特に高齢者のそうした医療・介護等も増えていくわけです。

ただ、今見なければならぬのは、その枠内ではなくて、結果として高齢者に負担を求めていくことによって受診抑制・サービス抑制が起こっているという現実。そのサービス抑制・受診抑制がどこから来ているのかということ。

私は、1 つだけ一例を述べますと、町内の高齢の方が、現職時代は非常にトップにおられた方です。ですから、当然、収入も退職して現役を辞めてからも収入の多い方です。しかしその方から直に電話がかかってきて、介護保険料も医療費もすべて最高額で取られていく、徴収される。そうした中で本当に現実は困ってるんだという声があるんです。我々は、こういう場所にいるとなかなかそうした本当に困っている状態をつかみにくい。まずこのことが言えると思います。

もう1つ、こうした現実を解消していく。当然、現役を辞められてその老後の生活が豊かでなければ、本当の意味での日本の豊かさというものが到達しないのです。同時にそこにしっかりと光を当てることが大事なんです。というのは、ある方の話で、今日までの日本を築くのに、非常な人たちの力を借りてこうした到達が来たと、尊敬の念を持つということが言われました。この議場でもそのことを言われました。そうした尊敬の念を持てば、当然、それをしっかりと保障する、担保する制度であっていいということです。

じゃあ、その財源がどこにあるのかと言えば、今、国は4,000億円を毎年削減していると言うこと。社会保障費を。それはこの枠内で考えるから何も出てこないのです。提出者が一言言われたように、今、財源は必要なお金を持っている人、利益をあげている法人、そうしたところに適正に課税をしていく。わずか大企業に対して中小企業並みの課税に戻せば、財源がつくれていく、こういうこともしない。そのしないのに、結果として大企業の内部留保が440兆円、450兆円ともいわれている。膨れ上がっている。こうした現実を見ないで、こうしたものの財源をしっかりと見たうえで、今日までの日本をつくり上げてきた、こうしたご高齢の方にしっかりとそれを保障していく。これが本来の社会保障の姿だし、豊かな日本、こうした国に近づいていくんだということだけを、全体としての答弁として述べさせていただきます。

**○議長（河村善一君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** これで質疑を終わります。

討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。

これより意見書第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（河村善一君）** 起立少数です。よって、意見書第9号 後期高齢者医療費の2割負担の中止を求める意見書については、否決されました。

---

**◎意見書第10号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（河村善一君）** 追加日程第3、意見書第10号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番、高橋正夫君。

〔7番 高橋正夫君登壇〕

**○7番（高橋正夫君）** 意見書第10号の説明をさせていただきます。

意見書第10号

愛荘町議会議長 河村善一様

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者 愛荘町議会議員 高橋 正夫

賛成者 愛荘町議会議員 伊谷 正昭

賛成者 同 村田 定

賛成者 同 澤田 源宏

賛成者 同 吉岡 忍ミ子

賛成者 同 竹中 秀夫

賛成者 同 森野 隆

裏面を朗読させていただきます。

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うこととなり、議員を志す新たな人材確保につなが

っていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

内閣官房長官様

財務大臣様

総務大臣様

厚生労働大臣様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

以上、朗読させていただきましたけども、昨年度も同様の意見書を出させていただきましたが、県内では 6 町ございますが、当町だけがまだ意見書が提出されておられません。そこら辺を十分ご理解いただきまして、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4 番、西澤桂一君。

**○4 番（西澤桂一君）** 4 番、西澤です。先ほどと同様に提出者、そしてから賛同された方々に対しまして、質問させていただきたいと思います。

最初に、まず高橋正夫議員にお尋ねをいたします。昨年もお話がありましたように、同じような意見書が、同じような内容です。文章も全く同じというような状態で提出をされました。

先ほどは、県下では愛荘町だけが出てないから出したいんだと、こういうようなことでありますけれども、やはり昨年いろいろ議論した中での採決が行われています。そういうところを踏まえまして、なぜ再度提出をされたのかというところがまず 1 点目。

そして 2 点目は、やはり厚生年金とか共済組合というのは職域保険なんですね。当然、職域保険と言いますのは健康保険と合わせて加入をする、こういうような法的にも制度になっております。それを議員だけが厚生年金だけ入りたいたいと、そういう非常に国



民から見れば勝手な考え方になるのではないかな。国民の理解がそのあたりでは得られないのではないか、こういうように思いますので、その点をどうのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 7番、高橋正夫君。

**○7番（高橋正夫君）** ただいま質問いただきまして、昨年度の質問では、町の財源がというような、財源負担になると、財政負担になるとというようなお話もございまして、再度、中身を調べてみましたら、厚生年金に地方議員が全部加入した場合、都道府県・市区町村全体で約200億円の新たな公費負担が生じるというようなことを言われております。

しかしながら、これは会社・法人等々と全く同様の制度による事業主負担での考え方です。しかしながら、首長・自治体職員と同様に地方公務員共済制度を経由して厚生年金に加入することになることから、各自治体の負担につきましては、地方財政措置がなされるというようなことで、再度この意見書を提出したものでございます。

そうしたことから、いろいろな角度から、先ほども申しましたように県下では当町だけが提出されていないということもございまして、再度提出した次第でございます。以上です。

---

**○議長（河村善一君）** 暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時13分

**○議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（河村善一君）** 7番、高橋正夫君。

**○7番（高橋正夫君）** いろいろと質問されましたけども、詳しい内容は私もあまり存じませんが、ただ、この厚生年金に加入するとなれば、もちろん議員の個人負担も労使折半というような意味から払いますので、同額の掛金を負担することになります、個人も。そうした場合に事業主負担と相まって年金財政の安定にも資するというようなことも言われておりますので、そういった意味で、回答になってないか、なってるかわかりませんが、そういった意味で国民の理解もそういったことから得られるのじゃないかという思いをしております。以上です。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 今のは回答になっておりません。私は健康保険とセットで加入しなくてはならないという現行の制度の中で、厚生年金だけを入りたいというようなことが通るのかと、その考え方をどうなのかということをお尋ねしております。

---

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（河村善一君） 7番、高橋正夫君。

○7番（高橋正夫君） 先ほど質問されました内容につきまして、職域保険、健康保険等と一緒に考えなくてはいけないのじゃないかなというのを申されました。

いろいろ調べてみまして、この問題につきましては、国の方でも衆参両院でも総務委員会等で全会一致によりまして地方議会議員年金制度開始後概ね1年を目途として、地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うというようなことで、付帯決議が可決されております。これは国の動向です。

それと今申されております「年金と健康保険が一緒にないと」ということでございますが、よくよく調べましたら、一緒についているものだと、厚生年金に入れば自然とこちらの健康保険も一緒に制度は払うというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） そうしますと、先ほど200億円、これは財政負担が国があるというお話なんですけれども、健康保険の財政というのは厚生年金以上なんです。率から見ましても。そうした時には、200億円の財政支援があるといったところで、この話自体は健康保険も全然ここに述べておられませんから、相当な見えない部分があると思うのです。そのこともやっぱりしっかりと考えておくというような必要があると思います。

もうこれ以上、高橋議員には質問いたしません。では、続いて伊谷議員にお尋ねいたします。私は、地方議員のなり手不足、あるいは人材確保ということ、そのために厚

生年金に入ればということなんですけども、やっぱり一番の問題は議員の報酬の低さということだと思っております。それでは到底若い方々というのは、自分の家族を養ったりというようなことができませんから、そのところが一番大きなことです。

うちの場合で言いますと、政務調査費もありませんから、活動したら活動しただけ報酬が減ってくるというような構造にもなっておりますので、そこがまず本質的な解決、若手議員をとということであれば、本質的な解決ではないか、こういうように考えております。このことについてどのようなお考えを持っておられるのか、お尋ねします。

**○議長（河村善一君）** 6番、伊谷正昭君。

**○6番（伊谷正昭君）** 6番、伊谷正昭です。今の質問なんですけど、当然、先ほどからお話が出ていますように、従来、今日までの選挙において、市町の選挙の立候補者が減少しているとか、そして無投票の選挙が増えているとか、こういうことで住民の関心の低さとか議員のなり手不足ということが大きな問題でございます。

そういうことから今回、地方議員に置いて厚生年金に加入することによって、民間の会社の方が議員に転身をして、切れ目なく厚生年金に適用を受けるということで、老後とか家族の心配もなく選挙に立候補できる環境が整うということで、議員を志す人材確保につながるというふうに考えるわけです。

そのことから、制度の中身については今、提出者から説明がありましたように、私としてはぜひこういうことで、議員のなり手不足のためにもぜひこの制度を活用していきたいというふうな考えを持っております。以上です。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** 私がお尋ねしていますのは、報酬の低さが一番の原因と違うかということをお尋ねしているわけです。

確かに、民間から、あるいは議員になっても年金制度が継続すると、そういう意味ではメリットがあるということは、これは否定はいたしませんけれども、やっぱり一番のところは、果たして若い方が、例えば県の、地方議員でも県とか市の地方議員と言いますのは結構な報酬があります。ところが、今問題になっているのは「町村議会の議員のなり手が……」というところなんです。町村議員の議員の報酬というのは、それほど高くありません。そういう状況の中で果たして、厚生年金に入ることによってこういう問題が解決していくのか、もっと本質は違うところにあるのと違うのか、こういうことをお尋ねしているわけですので、もう一度そのあたりをお願いします。

**○議長（河村善一君）** 6番、伊谷正昭君。

**○6番（伊谷正昭君）** 確かにおっしゃるように、議員報酬が市町の報酬は大変、県・国に比べたら相当格差があります。そのためにも報酬をどのような形で確保と言いますか、設定をすればいいかということは、なかなか、この立場として、こんなことを申し上げたらおかしいかもわかりませんが、次に出てくる議員定数の削減についても、その報酬につながってくるというふうに私は考えています。

そんなことで、質問の答えになってないかもわかりませんが、私の考えはそういうことで思っております。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** そうです。確かに私の尋ねていることとはちょっと違うと思いますけれども、押し問答になりますので、じゃあ、村田議員にお尋ねいたします。

先ほどもお話がありましたように、この制度によりまして約200億円、各自治体では2,000万円、これに加入することによって増えるだろうと一般的に言われておりますけれども、じゃあ、当町の場合はどの程度の負担となりますか。

現在でも今までに議員年金がありまして、その方の負担として共済費が現在1,800万円以上負担をされています。そういうことと合わせて考えていきますと、結構な負担になってくる。日頃から財政問題に相当関心を持っておられますので、当町はいったいどのくらい、入ったら要るのかということを考えておいでか、お尋ねします。

**○議長（河村善一君）** 5番、村田 定君。

**○5番（村田 定君）** 今の質問でございますが、市町村合併によって急速に議員数が激減をしました。そういったことで、平成23年6月1日にこの制度が廃止になりました。だから、議員特権としての批判を受けて廃止されたものではないということを前置きさせていただいて、当町の負担はどれだけかということでございますが、23年6月まではあったわけですので、その金額については私、把握しておりませんので、後ほどまた調べて返事をさせていただきます。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** やっぱり賛成となれば、そのあたりまで十分理解したうえでというのが普通だろうと思いますけど、私も仮に議長・副議長、監査役はそういった手当が出ておりますから、そういったことも含めまして、報酬的に計算をしております。

2,000万円と先ほど言いましたけれども、愛荘町の場合はもう少し少なくて済む、こ

うというようなことを申し上げて、次に澤田議員にお尋ねをいたします。

愛荘町では合併以降、無投票という事態は発生しておりません。常に激しい選挙戦が展開されていると思います。その意見書の中に、「昨年実施された統一地方選挙で、町村では議員への立候補が減少し、無投票当選が増加する」という説明がありましたが、このことが一番の原因だろうと思いますが、これは数字的にどういう実態をつかんでおられるのか、お尋ねします。

○議長（河村善一君） 1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 何の数字的の実態ですか。人数のことを聞いておられるのか。

---

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（河村善一君） 1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 自治体数とか、そういうところまでは私、わかりませんが、私が賛成しているということは、先ほど西澤議員の言われましたように、今度、議員削減を提出しますね。今はコロナ禍の中で議員削減ですけど、議員を、若者のなり手不足を解消するためには、議員定数を削減し、そこへもってきて厚生年金もありの、そして、今コロナ禍でいろいろ財政状況は厳しいですけど、それがあがってきたら、町会議員も市議会議員なみに給料を上げれば、議員の質も向上し、よくなっていくと考えて、私はこれに賛成しているわけでございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 考え方はわかります。

ただ、この意見書に賛成したということは、意見書の中身について吟味して賛成したということになるわけです。ですから、ここに書いている、無投票がどうなったかということが主な要因として書いているわけですから、せめてそこの実態を知らないと、この意見書事態を理解して賛成ということに、厳しい言い方になりますけど、ならないのではないかと思います。

ですから、そのところを正面からお答えいただきたいと思います。

○議長（河村善一君） 1 番、澤田源宏君。

○1 番（澤田源宏君） 意見書のあれを見てと言われますけど、私は厚生年金が大事だ  
というところから一番の賛成した理由であります。

○議長（河村善一君） 4 番、西澤桂一君。

○4 番（西澤桂一君） 今も言いましたように、私の質問とはちょっと違うような、私  
は何を見て賛成したのじゃなくて、私は今ここのところについてどうなのかということ  
をお尋ねしているのですから、そこにやはり正面から答弁というのは必要であろうと、  
こういうように思います。

○議長（河村善一君） 1 番、澤田源宏君。

○1 番（澤田源宏君） そのことに関しては、私は関係ないと思っています。

○議長（河村善一君） 4 番、西澤桂一君。

○4 番（西澤桂一君） 要するに、どうもすれ違うようですので、これ以上はやめます  
けれども、やっぱり意見書の一字一句をしっかりと理解してお願いしたいというように  
申し上げておきます。次は吉岡議員にお尋ねをしたいと思います。

この同じ内容のものが昨年も提出されました。その時には吉岡議員は確かに反対の方  
の立場にたっておられたと思うのですけれども、今回、賛成の立場に立っておられます。  
去年はどのような理由によって反対され、また、今回はどのような理由によりまして賛成と  
なられたのか。やっぱり議員というのはしっかりとした考え方のもとに信念を持って対  
応すべきであると私は常々そう思っておりますので、お尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 10 番、吉岡多美子君。

○10 番（吉岡多美子君） ただいま西澤議員の質問にお答えします。

質問というのに答えにはなっておりませんと思いますがけれども、今現在、こうして愛  
荘町の議会の面々を見ていただいたらよくわかると思います。やはり愛荘町として新し  
い息吹、またいろんな面でもう少し若い世代の方を議会の方に出ていただきたいと。そ  
うするとまたいろんな意見も出ますし、そしてまたそういうことを考えている時に、こ  
こに厚生年金加入議員とか云々の文言が出てきましたので、私は前回、1 年前にはどう  
いう意味で反対されたということは今、記憶にはちょっと残りませんので、ご勘弁いた  
だきたいのですけれども、やはり厚生年金に入って、きっちりとした、お商売なさって  
いる若いお方、そういう方がこれから愛荘町を担っていただいて、しっかりと議会運営  
をやっていただく。歳いつている者がどうこうとは言っておりませんが、やはり町

として若い層の意見も入れて、また年配者の意見も入れてと、そういうことで厚生年金制度に入っていただくと、商売なさっている方は、方だけとは言いませんけども、町のために頑張っていただけだと思いますので、そういう意味を兼ねてのここでの賛成となっております。質問に答えられておりませんけれども、ご了解願いたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 西澤議員、先に申し上げます。一人ひとり当てられて何回も、9回、10回に今なっております。それぞれの議員に質問されるのならまとめて先にお尋ねいただいて、回答をもらうようお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**○4番（西澤桂一君）** それでは、竹中議員にお尋ねいたします。

やっぱり町議員の報酬というのは、先ほども言うておりましたように非常に低い。その中から所得税と厚生年金保険料を引きますと、現在の愛荘町のケースでいきますと手取りが20万円を切るような状態になってくると思います。そういうような状況で、果たして若手の議員のなり手があるのか。私は、より深刻になるのではないかと考えておりますので、その点をお尋ねいたします。

そして、森野議員にお尋ねしたいのは、当然、厚生年金法というのを見ておられると思います。資格要件というのがその中にありまして、被用者保険者制度と言いますのは、事業主と労働者の雇用関係、あるいは常勤に勤務しているという、こういう条件が前提になっています。市町村議員にはこの条件が当てはまるのか。私は、事業主とはいったい誰になるのだろうか、あるいは私らは労働者なのかな、そして勤務体制も常勤ではないな、こういうようなことで本来の厚生年金保険法の中には合致しない、こういうようなことで、やっぱりこの意見書は法体系を無視した要求でありますので、そのあたりは納得ができないと思っていますので、その点はどう考えておられるのか、お尋ねします。

---

**○議長（河村善一君）** 暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

**○議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 西澤議員の質問にお答えをしたいと思います。

西澤議員の求めている質問は、当町においては報酬は24万円、厚生年金・共済等々、諸々引かれると、手取りは恐らく私の試算では18~19万円ではなかろうかなと、このように思っております。そういう中で若い方が求めてくるかということは、立候補をされるかというようなことだろうと、こういう質問でなかったかなと、このように思っております。それについてお答えをいたします。

今日こんにちまで、愛荘町は18年に合併してやがて15年を迎えると、そういう中で、無投票というのは一度もございません。そういった中で、なぜ無投票がないということは、それだけ議員が住民のお手伝いというか、代わりに堂々とモノが申せるようなことをしていかななくてはならないという責任感を持って、年齢のことは別として立候補をしてきたいことの経過がございます。

そういった中で、若い方が立候補しないかと、なぜそういうような方法というか、できないんだろうなというようなことだろうと思います。しかしながら、この24万円に上げる時も、18万円で行っていました。18万円では特になり手もなかろうというような意見等々も出てまいりました。そういった中で削減をしてはどうかというような、お互いの意見等々も交わしたこともございます。

そういった中で、議員さんが言われる、特に私はこの加入についての意見書に賛同させていただいたのは、地方議員が激減をしておると、なり手が少なくなったというようなこともございます。そういった中で、若手が、未来を見据えた若い方が強く求める議会制度をつくるには、いかにどうしたらいいのかなというようなことで、以前まで年金制度ございました。そういうようなことで、非常にその制度がある時は、私もその制度に入っておった一議員でもありますけれども、やはりなくなったということは、若い世代が求めていくのとは正反対を、これは国の財政やいろんなことでこういう制度になったんだろうと思いますけれども、再度復活をするには、やはり若い方が表に出ていただくというようなことも考えながら、私は賛同をさせていただいた。特に若い方の希望を持てるような、私はこの意見書ではないかなと、このように思って賛同させていただいた一議員でもありますので、答弁にはなっておるか、おらないか、これは西澤議員の考え方ひとつでございますけれども、私はそういう考えであります。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野 隆君。

**○3番（森野 隆君）** まず、保険法ということを知っているかというようなご質問でございました。勉強不足で保険法、何も知りませんし、国会議員でしたら職員がレクチ



ヤーを持ってくるのですけれども、なにぶん資料も何もございませんので、保険法についてはお答えできません。

ほかの質問ですけれども、西澤議員の質問を聞いておまして、ちょうど1年前、全く同じ質問を私にさせていただきました。全く一緒の答弁になろうかと思うのですけれども、雇用主は誰だというようなことですけれども、軽率に発言するのはいかがなものかと思えますけれども、私の考えでございませぬけれども、雇用主というのは国ということになろうかと思えます。

そして、常勤者でなければ厚生年金は入れないということですが、まさしく常勤者、私は常に365日、そして起きている間、議員として常にアンテナを張って住民の声を聞き、また車で移動中でも、ここは大丈夫なのか、ここはどうなのかというようなことを思いながら、四六時中、議員として、地方議員として活動しておる自負がございませぬ。

少し質問から外れていきますけれども、私が最後の答弁者ということで、今まで各議員がお答えされましたこと重複するかもわかりませぬけれども、この提案、意見書というのは、何も私たち個の時代、私が厚生年金に入りたいんだ、そうだというんじゃない、次世代のことを思って、そして地方議員というひとつのくくりではございませぬが、先ほどから重複しておりますけれども、町会議員なんです、問題は。町村会議員なんです。その、西澤議員もおっしゃっていた報酬の低さ等々でなり手不足というのは、これは顕著に表れております。数字的にはわかりませぬよ、何人かとかいうのはわかりませぬよ、でも、顕著に表れていませぬ。

そんなことを考えると、この厚生年金のひとつ加入することによって、なり手不足解消の一助になるのではないかと、ただそれだけではございませぬ。いろんなことがあって、1つが厚生年金の加入であるということだと私は考えております。

今のこの環境下、この愛荘町、先ほども西澤議員もおっしゃいましたけれども、61歳の私が最年少議員なんです。何も若手がいいということは言っておりませぬ。先輩議員にも教えていただき、若手がいて、中堅がいて、そしてベテラン議員がいる。そのバランスが一番いいんだよということも教えていただいております。だから、61歳の私が若手ですというのが、ここでは通用しますけれども、よそでは非常に恥ずかしい思いがします。

そんなことを思いますと、やはり一般のサラリーマンが職を辞してでも、このまちを

よくしたいという思いがあるのならば、また職員の中でも、よし、職員じゃなしに議員になって、このまちをよくしたいというのがあれば、それで生活できる、その厚生年金というのは一助であってほしいという願いで私は賛同しております。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番。専門的な質疑を出されている中で、1つだけ、次世代のことを考えてとか言われて、確かになり手不足の問題は、単に、これだ、これだ、これだとは言い難い。現実にはいろんな要素があるわけです。

でも、聞いていると、この議会の中、どうも議会の中でのものを見ようという議論、全面的に全部否定はしないんだけど、結果的にここに文章に書いてあるように、「老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境」、老後や家族、それは何もここだけの問題ではない。先ほどから議論の中でも出しているように、多くの方が老後を心配されていますよ。

ですから、結果として特権ではないと言われているのだけど、議員のなり手をつくるために結果として議会、自分たちが、次世代なんだけど、自分たちの環境をつくろうということを優先していいのか。このことが私は問われてくると思います。周辺が整備されていないのに、ここだけを整備していくというのは、議会人として本来の姿なのかどうか。このことだけを提出者の聞いておきます。

**○議長（河村善一君）** 7番、高橋正夫君。

**○7番（高橋正夫君）** 質問いただきました。この議会だけではないということ、世界というより日本中、いろんなこと、困窮されている方もおられます。それはわかるんですけれども、とにかく議会人としてこういう要旨で国や県の議長会から要請されたということで、これに賛同して提出したものでございますので、答えになってないかわかりませんが、そういったことで提出したものでございます。よろしく申し上げます。

**○議長（河村善一君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** これで質疑を終わります。

討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。4番、西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** 西澤です。反対討論を行います。

今、提出者あるいは賛成者の方々に対しまして、いろいろお尋ねをいたしました。け

れどもやはり、明確な答弁というのはなかなかなかったんじゃないか、全員が共有されていないと思います。

ですから、やっぱり先ほども提出者が言われましたように、全国の町村会議会議長会から都道府県へおとりて、そして、当町の議長にも指示があったものだと、こういうようなことですから、そうは言うものの本質を理解しないまま右へ倣えというのは、これはやはり議会のルールとしてはおかしいのではないかと、こういうふうに思います。

国会議員の互助年金や地方議会議員の年金制度、これが廃止されました経緯、そしてから民間労働者で構成されている厚生年金に町村議員が加入することの異質さ、莫大な厚生年金の積立金をあてにしてその傘下に入るという考え方は、私は今までの流れからしても国民の理解は到底得られないというふうに思います。このことを申し上げまして、反対討論といたします。

**○議長（河村善一君）** 次に賛成討論はありませんか。12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。その前に、西澤議員が言われたこの意見書について、加入統一ができてない。私は、自らがこの文面を読んで、これからの時代はどうであるかというようなことも判断して賛成をした一人であります。それを前置きしておきます。寄ってどうの、こういうような話をしたとか、そんなことは一切してませんので。

それでは、意見書第10号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書について、賛成討論を行います。

議会の役割が住民の中で非常に大事な役割を果たしているというのは、なかなか伝わっていないのが現状であります。私たち議員が住民に信頼をされ、大事な審議と大事な決定をしている機関だということを理解してもらう必要があります。

議員のなり手不足は様々な要因がありますが、厚生年金の制度を議員にも適用することは、地方議会議員として活躍できる環境整備の法的な整備の1つとっております。

平成28年10月から、一定の時間労働者についても厚生年金が適用され、適用拡大が我が国における趨勢となっております。地方議会議員を含め厚生年金の加入者が増加することは、年金制度全体の安定に資することと考えております。

また、厚生年金に地方議会議員が加入した場合、町に公費負担が生じるとされておりますが、町長や職員同様に、地方公務員共済組合を経由して厚生年金に加入することから、各自治体の負担については地方財政措置がされるものと考えております。

以上の理由により、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について、賛成するものであります。議員各位におかれましても、ご理解いただき、賛同をお願いし、討論を終わりたいと思います。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより意見書第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、意見書第10号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。再開を1時10分といたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時10分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議提第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第4、議提第16号 愛荘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

提案者の説明を求めます。1番、澤田源宏君。

〔1番 澤田源宏君登壇〕

○1番（澤田源宏君） 1番、澤田です。

議提第16号

愛荘町議会議長 河村善一様

愛荘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

提出者 愛荘町議会議員 澤田 源宏

賛成者 愛荘町議会議員 竹中 秀夫

賛成者 同 伊谷 正昭

### 愛荘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

愛荘町議会議員の定数を定める条例（平成24年愛荘町条例第26号）の一部次のように改正する。本則中「14人」を「12人」に改める。

愛荘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する理由。議員定数については、平成24年9月21日に愛荘町議会議員の定数を定める条例が制定され、定数が16人から14人に削減しています。周囲の行政では、1議席に対する住民の数が、東近江市では約4,507人、彦根市は約4,721人であり、愛荘町は1議席に対し1,498人です。議員定数を2名削減することにより、議員報酬等年間約980万円の削減となり、1期4年間では3,920万円の削減が見込めます。

現在、全世界がコロナ禍の影響により経済が大変厳しい状況であり、終息にあたってはいつになるか、いまだ先行きが見えない状況であります。このようなことから、議会が自ら身を切る改革を行うことで、財源の捻出ができます。この財源を子どもたちの教育、または少子高齢化が進む中、福祉等の財源が使われることを切に願い、現行の愛荘町議会議員の定数を定める条例の議員定数を14人から12人に改正するもの。

愛荘町議会議員の定数を定める条例の一部改正する条例の要旨。愛荘町議会議員の定数を定める条例を次のように改正する。14人を12人に改める。以上です。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑のある方。2番、村西作雄君。

**○2番（村西作雄君）** 2番、村西作雄です。私は今回の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を提出いただいた澤田議員に、ご質問をしたいと思います。

9月の全協での議員間意見交換の1回きりで、本日の議員定数の削減への改正条例提出を行われたわけですけれども、早急に出された具体理由について、説明を求めたいと思います。

議員定数の2名削減は、確か5月・6月の全協でご本人が提案をいただきました。その時は、議員間で何の議論もなかったように記憶しております。

本件について、9月28日の全員協議会で議長から、議員一人ひとりの意見を求められました。この時は1人欠席だったと思います。確か3人程度が前向きな発言をされていたと思いますが、他議員は「現状のまま」か、「十分議論して」の意見であり、1議員から定数削減に対する議員の検討会を設けてはどうかとの発言に対し、私は今回論議されたそれぞれの議員の意見の中身を聞いていると、取り急ぎ検討会を設けるまでもなく

時期尚早だということを申しました。議長からは当日、それに対して検討会を設置するとの話もなく、ただ 10 分余りで議員の意見を聞いただけの全員協議会であったと記憶しております。

その後、本県に関して 1 2 月まで何の論議もない中で、澤田議員の一般質問があり、その中では財政難で議員の実を切る改革が必要だ、またあわせて今回の改正条例の提案説明でも、1 議席に対する市民・町民の数を例に、削減を求められています。確かこの理由にも出てますように、議員 1 議席に対する市民・町民の数は、彦根市が 4,507 人、東近江市は 4,721 人、本町は 1,498 人であります。けれども、本町愛荘町は町であり、市と一緒に考えるのは横暴すぎる。また市は、私たち議員の歳費を見ても、市議会議員の歳費の 6 割前後というような形で歳費も大幅に少ないと思っております。

ちなみに、県下の町では多賀町、人口 7,589 人で議員定数 12 人、一人当たりの住民は 632 人です。甲良町も 12 人、豊郷町も 12 人、竜王町も 12 人の議員定数で、それぞれ甲良町は一人当たりの議員に占める住民の数が 575 人、豊郷町は 612 人、竜王町は 988 人、日野町は私ども愛荘町と少し増えて、人口が 2 万 1,312 人で議員定数は私ども愛荘町と同じ 14 人、一人当たりの住民に占める割合は 1,522 人と、本町より少し多くの住民が関わっています。

現在の 14 人の定数を 2 名減じるとなると、委員会構成はどうするのか、本当に住民の声が町に届くのか、チェック機能が働くのか、議員間で十分議論をする必要があると思いますが、1 回の意見交換で早急にこの議案を提案するという事については、私としては納得できませんので、本案について提出されてた具体の考え方をお聞きをしたいと思っております。以上です。

**○議長（河村善一君）** 1 番、澤田源宏君。

**○1 番（澤田源宏君）** 村西議員の質問にお答えします。

私、地元で有権者の皆様としゃべった時、公約で議員定数削減をあげましたので、今回提出させていただいたところでございます。

**○議長（河村善一君）** 2 番、村西作雄君。

**○2 番（村西作雄君）** 公約にあげているから今回提出したというようなことで、私の望んでましたのは、9 月に 1 回、議員間で意見を聞いた。そして私はこういったものを出すのは、公約をしているから出すというのではなしに、やっぱり議員それぞれがいろんな立場で議論して、そしていろんなことを考える中で、そこそこ意見が出し切れた中

での提案であるとわかるのですけれども、ただ単に、議員間での論議もないままに、公約やから出したというのは拙速ではないかなと思います。そういったことでの、再度、澤田議員の思いをもうちょっと具体的に聞かせてほしいと思います。

**○議長（河村善一君）** 1 番、澤田源宏君。

**○1 番（澤田源宏君）** 議員定数の削減により、町民の思いが町政に反映されにくくなることや、監視機能の低下等が懸念されることもあります。自らが議員活動・議会活動を行えば行政に反映でき、私の考えでは全国同規模自治体の人口・面積等を鑑みれば、愛荘町議会の議員定数の削減は可能であると考え、提出させていただきました。

**○議長（河村善一君）** 2 番、村西作雄君。

**○2 番（村西作雄君）** 私が最後に申しました県下の町、6 町あるわけですけれども、その6 町のうち4 町が1,000 人未満の住民に対して1 人の議員という形で議会活動をされています。その点について、彦根市とか東近江市は4,500 人、4,700 人での1 人の議員ですけれども、まちの実態を見た時に、議員としてはどのようにお考えなのか、お答え願います。

**○議長（河村善一君）** 1 番、澤田源宏君。

**○1 番（澤田源宏君）** 先ほども言いましたように、ほかの町は町で、私は、愛荘町は議員自らが活動し議員活動を行えば、12 人でいけるということを考えております。

**○議長（河村善一君）** 外川善正君。

**○8 番（外川善正君）** 8 番、外川善正。竹中議員にちょっとお伺いします。簡単なことすみません。

竹中議員は、この前の一般質問の中でおっしゃっておられたのですが、協議を本当に大切にしようというようなことを言われたように記憶しております。それで、今、細かい話は村西議員が全協においても説明の仕方等々話しされましたので、その部分は抜きますので、その協議そのものがほとんどなかったという点について、今まで長年議員をしておられ、いろんなところを歩いてこられました竹中議員が、協議についてもう少しやるようなご指導を願えなかったかなというふうを感じるのですが、そこは議員はどのようなお考えで、今回この定数のこれに賛成されたのか、お聞きします。

**○議長（河村善一君）** 1 2 番、竹中秀夫君。

**○1 2 番（竹中秀夫君）** 1 2 番、竹中です。今ほど外川議員より、今日まで議員をされてきた私に、この14 名から12 名という定数の削減について、どのように指導という

か、どのような考えを持って、澤田議員に意見を言われたのか、また、本人竹中として賛同をしたという、そこらのところをお聞かせ願いたいなど、このように集約をさせていただきます。

私は、今ほど村西議員が申されましたように、5月頃であったか、6月であったか全員協議会で、澤田議員から定数についての意見を言われたという記憶はしております。また、まだ2～3か月前ですか、その時も定数について議長が議題にあげたということも、これについては十分な協議等も重ねながらというようなふうを言われたかのように思っております。

そういった中で、この改正について私は自分なりに、澤田議員に「こういうように思っておるんや」ということも聞かされました。それについては賛同をしていかななくてはならないなという、その中身を申し上げますと、最近ですか、ここ近年、非常に財政等も厳しい。そういった中で財政を執行部の方々はどのようにやりくりをやっていき、また町民の安心・安全につなげるのはどうであるかと、こういうようなことの苦慮も考えながら、また議員のひとりとして、十分にそこらところを精査をしながら、議員も平成の26年であったかなと、ちょっと私、16から14になった時も思い浮かべながらしゃべらせていただいているのですけれども、十分な協議はやってないということに対しては、それは私は素直に認めたいなど、このように思っております。

そういった中でも、先ほど言うように財政難、また町民の皆さん方の今後のまちづくりに対しての、また未来に対して、若い方々のためにも、私の考えといたしましては、定数を減らすことによって、また議員報酬ですか、そこらのところは議員が決めるものではありませんけれども、これには議員の報酬などは審査会がありますので、その方々が十分に世間を眺めながら決めてきたということも一つあるわけでございます。

そういった中で、これに踏み切らせていただいたという、簡単な理由と言いますと、浅はかなことでもありますけれども、財政難、また乗り切るためには、自らがこれに賛同しながら皆さんの意見というか、賛同をいただければ幸いかなと、このように思って賛同したひとりであります。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 8番、外川善正君。

**○8番（外川善正君）** ありがとうございます。言われておられることはわかりました。

ただ、私が感じるところによりますと、議員定数というのは、我々議員が日々活動す



る中において、本当にできるかできないか、活動そのものが。やはり、一步一步議会改革なり進めていき、そして町民の方とも共に喜べる愛荘町をつくっていくには、日々努力していかないとだめだと思うのです。というのは、この議会ひとつにおいても、もつと町民の方の意見が取り入れられるようなことを考えたり、裏返せば、報告会をしたり、そういうようなものをやったりして、いろんなところで自らが活動し、そしてその中で余力があるとするならば、それは議員定数の話をしてもいいかと思うのですけども、今のこの現状の愛荘町議会を見てみると、そこまで私は活動できてないと。まずやっぱり、「あれもしやなあかん、これもしやなあかん」、それはたくさんありますけどね、そういうようなものを一つひとつこなしていく中で議論をし、そして財政のことも考え、総合的に勘案してねそして1つの意見を出していく。そういうなのが必要ではないかと思えます。

だから今、今日ここで採決を採るではなしに、そういうような議会の運営を含めて、町民さんの皆さんの立場等も考え、そうしたものをとらまえながら、ちょっと期間を置かれた方がいいかなと、採決に、私はそういうふうに願っております。これは、澤田議員に言ったり竹中議員に聞かせてもらったりする、特定の方ではないですけどね、全体的にこうあるべきではないかなという意見を申し上げました。終わります。

**○議長（河村善一君）** ほかに。9番、徳田文治君。

**○9番（徳田文治君）** 9番、徳田文治。これは提出者の澤田議員にお伺いをします。

まず1点目は、今回どのような方法で町民の声を集約されたのか、まずお伺いをします。それともう1点、やはり議員の適正な定数については、平成23年の法改正によって人口段階別の法的な制限は廃止になってます。法的な制限がなくなった分、議会で十分な議論し、その結果については議会広報などで事前に町民にお知らせをすべきだと、このように考えてまずか、ご見解をお願いをいたします。

それと、賛成者の竹中議員、そして伊谷議員にお伺いをいたします。やはり議会の役割は、その大きな1つには、普段、当選の時に竹中議員も議会だよりで所感を述べておられますが、行政のチェック機能が大事だと思っております。執行機関の幅広い行政運営への適切なチェックという観点からすれば、今日の複雑で多様化している行政を少数の議員で行うには、私は限界があると思いますが、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

それと、外川議員と重複する面があるかとも思いますが、やはり議会議員の活動は、

単に本会議などに出席し、議案の審議などを行うだけでなく、行政事務に関する調査研究、住民代表として住民の多様な声を広く聞き、住民意思を把握する活動など、広範多岐にわたっています。また議会に期待されている政策形成・監視機能等を十分に発揮するため、今まで以上に積極的に議員活動を展開する必要があると考えます。

このような議員定数の削減により、困難になると私は考えますが、この点についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。以上です。

**○議長（河村善一君）** 1番、澤田源宏君。

**○1番（澤田源宏君）** お答えします。

町民の声の集約化のことにに関して、私、全体の大きいところではやっていませんけど、私の支援者の中での意見を集約させていただいたことで、これを提案させていただいております。

そしてもう1点、徳田議員が言われましたように、平成23年4月に地方議会の自由度を拡大、自主的な判断に完全に委ねるとの観点から、地方自治法の一部改正により議員定数の法定上限数が撤廃され、「市町村議会の議員定数は、条例で定める」と改められています。

そして、言われたように、もう少し議論が足りないのではないかということは、それは確かに議論が足りていないということは認めさせていただきます。

そして最後の、議員活動とかに足りないかという時は、私は、もっと一人ひとりが動けばいけるのではないかという考えからでございます。以上です。

**○議長（河村善一君）** 6番、伊谷正昭君。

**○6番（伊谷正昭君）** 6番、伊谷です。今ご質問に対して私の思いの一端を述べさせていただきます。

先ほど来から提案者の方から、単に経費節減ということではなく、議員の質の向上また常任委員会のあり方、また本気で町政に向き合っていく建設的な言動のできる議員を町民の皆さん方は議員に求められているというふうに思うわけです。ということで、議会が見えづらく、何をしているのかわからないという部分が、議会としての活動や委員会活動の状況の発信状況が問題であろうかと思います。

そういうことで、議員定数の削減により、町民の思いが町政に反映されていくことや、先ほどおっしゃっていましたが監視機能の低下が懸念をされる場合がございます。もっと自ら議員活動・議会活動を行えば、町政に反映できると思うわけです。何よりも町民の

負託に応えられるような、議員一人ひとりが資質の向上、また審議能力の向上が日々研鑽を求められているところでもございます。議員活動に励むことが肝要であるということが責務であろうと思うわけです。

愛荘町議会としても、町とともに率先して議会改革の意を投じて議決責任を果たすべき、そして町民の福祉向上に、議会活動に邁進することを改めて確認をお互いにし合い、愛荘町議会の定数を 14 から 12 に改定をするという条例の一部改正についての私の趣旨でございます。答えになってないかもわかりませんが、私の思いの一端を述べさせていただきました。以上です。

**○議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。徳田議員の質疑に対する答弁でありまして、先ほど私から申し上げましたとおり、あれやこれやと試してみたいところで、自らが身を切らなくてはならないと、集約をいたしますと、そういうような考えもひとつにあります。それに対しても、議員活動の結果は町民さんが見ていただいておりますので、これもあなたが、議員さんが言われるように、十分なそこらの認識を持ちながら、私はこれに賛同した1人でもありますので、ちょっと答えになっているか、なっていないかわかりませんが、私の考えはそういう考えでたどり着いたと、このようであります。

**○議長（河村善一君）** 9番、徳田文治君。

**○9番（徳田文治君）** ありがとうございます。私は今回、こういう人口の大きいところをあげておられますけれども、私は県内にある、例を出しますと日野町が類似団体だと、このように思います。

地方分権を強調しながら、人口、面積、財政力などの類似団体との比較で、こういった定数を論ずる傾向が見受けられますけれども、やっぱり定数を定める要素としては、例えば人口がほぼ同じ団体との均衡を引き合いに出す、人口が同じであっても、産業構成とか地形、高齢化状況は千差万別であります。これらの要素を無視して議員の数だけを比較しても、私は正確ではないと思っております。

現在、地方分権の時代だからこそ、ほかの市町と同数にする必要はないと思います。愛荘町独自の適正な定数は何人であるか、そういうことを先ほど外川議員が言われたように議会改革、こういった特別委員会でみんなが議論する、そのことが大事だと思いますが、そのことに対してもう一度、ベテラン議員と竹中議員と伊谷議員にお伺いをいた

します。

**○議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。今ほどの徳田議員の質疑に対しての答弁を行います。ベテラン、ベテランであっても、どこまでがベテランかわかりませんが、当選回数が多いベテランの1人でもありますので、答弁をさせていただきます。

今ほど言われるように人口ならびに町民の目から見た愛荘町の定数は、いかほどが定数であるのかと、また、今日まで議会改革なりいろんな委員会の中で協議等々、定数だけではありません、等々を重ねてきたと、そういうようなことも今日までなかったのではないかなと、このようにも受け止めております。

そういった中でも、なかなかAというのにBが便乗、BというのにAは乗らないとか、そういう問題では私はないかなと思う。それよりこの改革によって、町がどのような方向性をつくっていくか、また町民の見る目もどういう方向性になるのかと、いろんな角度から見た中で、私はこれに賛同をした1人でもありますので、そこらの徳田議員との違いも半ばあるかもわかりませんが、議会議員としては14名のお互いに1人です。そういったところを考えながら、これに賛同もし、また何度も同じことになりませんが、住民から見るサイド、また議員各位の相互の見る目、また執行部からの見る目、一長一短ありますけれども、私の考えは先ほどから申し上げるようなことで賛同した1人であるので、そこらのご理解をよろしくお願いしたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 6番、伊谷正昭君。

**○6番（伊谷正昭君）** 6番、伊谷です。先ほどの徳田議員のご質問には、定数とか言うことがお話があったわけですが、私も参考的に調べさせていただきますと、県内ではだいたい人口規模でいきますと日野町とかの事例がございますけど、人口が2万1,800人くらいです。これで14名であります。また、県外におきましても、奈良県の町ですけど、人口が2万3,000人というところでも12名・13名という定数もございまして、一方、2万3,700人のところでも12名というような数字もございまして、これを参考に賛同をさせていただきました。これも全国的な規模の自治体の人口、先ほどおっしゃってありました面積等の鑑みれば、愛荘町議会の議員定数の削減も可能であるという思いから、賛同をさせていただいたというところでございます。以上です。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** 4番、西澤です。先ほどから聞いておきまして、最初、これの

改正を「経済的理由や」ということでお話しになっておりましたけれども、途中から「支持者に言われたから」とか「約束したから」とか、ちょっと変な方向に行っておりますので、まずそこはしっかりと提案理由というところを示してもらわなくてはならないと思っております。

私もやっぱり、「コロナやのに、議員は賞与をもらえてよいな」と、こういうような声を聞かされたことがあります。これはなぜかと言いますと、議員の活動がそれだけしっかりと住民の皆さんに伝わっていない、逆に言えば、それだけ活動していない、こういうところだろうと思うのです。住民の皆さんは、やはり「報酬をもらうならそれ相応の仕事をしろや」と、こういうような思いをぶつけてこられていると思うのです。

むしろ議員定数云々じゃなくて、議会力あるいは議員力、それどういうふうに住民の皆さんに認めてもらうのか、そこがむしろ大事なところであると思いますので、まずその点についてどう考えておられるのかということをお尋ねします。

そして2点目は、経済的な理由ということであれば、14名を12名にすると。12名で果たして正しいのか。そこの考え方の根拠、どういう考えをもってされるのか。私に言わせれば、経済的な理由ということであれば、例えば今、固定給ということになっていきます。けれども、これをもう少し、職員とおなじように勤務評定、要するに議員の行動を評価して報酬に反映させるという方法も考えられないことはないです。これは民間でも勤務評というのはいくらもあります。ただ、この議会という世界ではなかなかないと思っておりますけれども、やっぱりそういうところも視野に入れて考えていけば、経済的理由というのは解消できるのではないかと。

むしろ町民の皆さんは、やはり議員はしっかりと、先ほどから皆さん言っておられますように、行政機能のチェックとか、あるいは提言とか、そういう本来の活動をしてほしい、そういうところにあると思っておりますので、その点をお尋ねしてきます。

そして、次には賛成者である伊谷議員に、副議長でもありますので、お尋ねしたいと思います。

実は昨年教育民生常任委員会で、この議会改革で全国でもトップクラスをいっていると注目を浴びているところの長野県の飯綱町議会を訪れまして、その議会改革についてお話を伺う機会がありました。そこでは、町長も議員も共に町民によって選ばれ町政を信託されているという、地方・議会は二元代表制であると、こういうことをしっかりと理解をしていく。そしてから、議会力を向上させ、「首長と切磋琢磨する議会」を目

標に日々努力をしている。こういうようなお話で、取り組みのいくつかについてご説明いただきました。やはり私はそこが本来の議会あるいは議員なりの目的であるというように思っております。

ですから、そういうようなことから、そちらの方をまず取り組んで、そして議員定数はその次ではないかと思っておりますので、その点についてお伺いしたいと思います。

少し長くなりますけれども、ちょっと時間を頂戴します。飯綱町の議会研修を通じまして、愛荘町の議会でもまだ私は改善すべき事項があるなというように思っている事項があります。

まず1つは、この議会はどのような議会運営を目指していくのか。あるいは委員会はどういうような委員会運営を目指していくのか。こういったものを議員全員が共通認識をして取り組んでいかなければならない。もう1つは、一般質問でも、これは一番議員として行政チェックをする場として大事なんですけども、この3月から12月までの4回の定例会、この質問者を調べてみますと63.5%なんです。決して私は高いとは思いませんから、やはりこのあたりも各自がしっかりと、議員力の向上を図るためにもやっていただかなければならない。

それと、6月と9月の定例会ではあと委員会活動といたしまして、事業進捗についていろいろと説明をいただいています。ところが、残念なことに膨大な資料をつくっていただいて説明も受けて、町長も出席していただいているのですけれども、あまり活発な質問がされていない。そこで委員会活動の充実をどう図っていくのか、こういう問題もあります。

そういうようないろいろな問題が考えられますから、それともう1つ大事なものは、町民に対して議会としての広聴活動がほとんどできてないと思います。一部の支持者とか、そういうところのものもあると思いますけれども、やはり広く町民を対象にした意見交換を、これができていない。こういうことはやっぱり考えていかなければならない。こういうような例を申し上げました。これは議会力・議員力の向上のための1つの方策であるというように思っておりますので、こういうことを通じてどういうことを考えているのかを含めて、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 1番、澤田源宏君。

**○1番（澤田源宏君）** ここにも書いてありますように、改正する理由にも書いておりますが、私は、2名削減することにより4年間で3,920万円の削減ができると。それを

私は福祉とか少子化問題とかに使われた方がいいのかと思って、それも1つの理由でございます。

そして、西澤議員が言われましたように、議員は住民自治の立場に立ち、住民自治を強化する観点から、今以上に議会改革を進めなければいけないと思っております。

14名から12名にすることについては、簡単なことですが、偶数がいいのかなと思った、それでございます。とりあえず12からと思ったところでございます。

経済的な理由であれば、固定給から評価制にしたかどうかという点、それは議論して、それでよかったらいいと思いますけど。

**○議長（河村善一君）** 6番、伊谷正昭君。

**○6番（伊谷正昭君）** 6番、伊谷です。先ほども申し上げたと思うのですが、重複するかもわかりませんが、先ほどの質問に対して私の答えとしては、何回も繰り返すようでございますけれども、議員の質の向上、先ほどもお話がありましたように、常任委員会のあり方、また本気で町政に向き合っていく建設的な言動ができる議員が求められていると思うわけです。それと、町民から見れば、議会が見えづらく、また何をしているのかという部分とか、議会としての活動、また委員会活動の状況が、発信状況に問題があるかと思えます。

こういうことから議員定数を削減したらどうかという提案に対して賛同したわけですが、そして町民の思いが町政に反映されにくいこととか、監視機能が低下をしているということが懸念をされていると思います。これは自らの議員活動また議会活動を行えば、町政に反映できるというふうに思っておりますし、何よりも町民・住民の負託に応えられるように議員一人ひとりが資質・審議能力の向上に日々研鑽をしていく必要があると思います。この議員活動に進んで、進めることが肝要であると同時に、責務であるというふうに考えております。これが私の答えです。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** 今ご答弁いただきました。確かに議会のあり方とか、そういう面では、方向性は私は全く一緒なんです。けど、それならば14名で当然、現状で、まず今おっしゃった目的に向かって進むのが本来のあり方であって、なぜそこで12名に減らさないとそれができないのかと、こういう議論になってくる。全くその点が矛盾していると思いますので、私は、先ほども言いました、繰り返しになりますけど、まずは議会力・議員力をもっと高めて、執行部と切磋琢磨するようなものにしていかなあかん、

まずこれが一番取り組むべき課題やということを行っているのです。そこは一緒なんですけど、定員を減らすというところについては、少し認識が違いますので、なぜ 12 名に減らしたらそれができて、14 名ではできんのかというように、逆になればそういう解釈になりますので、そこは定数削減に結びつくという理由のところはもう一度ご説明いただきたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 6 番、伊谷正昭君。

**○6 番（伊谷正昭君）** 今おっしゃるように、減らすということは先ほど申し上げた理由のとおりであります。14 名から 12 名に減らすというような数字の根拠は、先ほど申し上げましたように、近隣の市町はありますけど、愛荘町としては今の 14 名から 12 名に減らしても、あまり影響はないというふうに思っておりますので、そういうことで削減に賛同させてもらったと。根拠的にはありませんけど、地域を見渡しても、そういう形でいいのかなという感じしております。

**○議長（河村善一君）** ほかに。11 番、瀧 すみ江君。

**○11 番（瀧 すみ江君）** 11 番、瀧 すみ江です。先ほど意見書、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書をされた時に、その意見書の中に「住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動を求められている」というふうで、それだから厚生年金制度へというようなことで書かれております。

先ほど再三言われたように、町村議会の方であげることになっているのでということで、愛荘町だけがあがってないのでということでも言われました。そしてその議論の中で澤田議員は、議員削減をしてなり手不足を解消するということも言われました。そして私がちょっと調べましたんですが、町村議会なんですけれども、この意見書も全国で取り組まれているものと思いますけれども、それが全国町村議会の議長会で、町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告というのを、検討委員会も設けて最終報告をされているのです。それが平成 31 年 3 月にそういう最終報告を出しているのです。

この報告では、議員報酬と議員定数のあり方について最終報告をされているのです。いろいろ調べられて、検討も協議もされた中で、その最終報告として出ているのは、「定数の減少により当選ラインが上昇することも、議員のなり手不足の原因の 1 つ」とか、「定数は一度削減すれば増加させることは困難」、「定数を減らすことによって、住民の意思を政治（行政）に反映すべき議会の役割を果たすことができるのかどうかを検討す



べきである」ということも書かれておりまして、また、「多様な民意を的確に反映するために、必要な定数を確保することが求められる」と。そして「必要な定数がどの程度のものかについては、自治体の財政や人口減少によらない、議会の機能が果たせるか否かといった視点での議論が深められる必要がある。議会の本来の役割と意義は、地方自治の本誌に基づいて民意を政治（行政）に反映し、それによって民主的な自治行政の運営を図ることであろう。そういった意味で、自治体における民主主義の実現にとって、議員定数の一方的な削減は問題がある。報酬・定数を維持・増加することによって議会力アップを図ることで、議会改革を推進することも想定できる。住民や職員の痛みを防ぐ役割を、議会・議員は担うことを宣言することもできる。住民や職員の痛みの共感が必要だとしても、報酬・定数の削減によってその役割を放棄することは本末転倒である」と書かれているのです。

そういうことも書かれているので、やはり、町村議会がこういう厚生年金制度の意見書の中で、「もっと地方議会の果たすべき役割が重くなっているので、積極的な活動を求められる」と言っている町村議会が議員定数削減については難色を示しているのです。それは本当につながるものだと思うのです、考え方としては。

先ほど、これに賛成された方々が、まあまあ、全員ではないですけども、同じ方が削減の方に提案もしておられるということはちょっと、私はおかしいかと、矛盾ではないかなと思いますね。町村議会の方も、やはりそういう考えにかなった、道理のあることを言っておられるので、やはりこういうことはもっと考えていただかないと、こういうふうに拙速に無謀な提案をされるのではなくて、皆さん今まで質疑の中でもありましたように、協議をしっかりしていただいて、本当にそういうことは慎重に取り組んでいただきたいと思うのです。

そして、ちょっと長くなりますけれども、その中の報告の「むすび」ということで、住民自治を進める議会改革を報酬・定数などと連動させること。より正確に言えば、議会改革の中にその不可欠な条件として、報酬・定数を組み込むことが必要である」というふうに書かれているのです。結局、ここの愛荘町にも議会改革条例が既にありますので、その議会改革を進めるためにこの定数が今の定数でどうなのか、削減したらどうなのか、削減すべきかどうかというのを慎重に検討する必要があると思うのです。

平成24年9月議会で、先ほどここにもありましたけども、提案のところ、定数16が14に削減されました。その時、議会改革条例の策定途中だったのに議員提案がされ

て、議会改革の協議の中で慎重に検討されることもなく、その「14」というのが決定されてしまったのです。今回も同じ手法だと思うし、こんなことの繰り返しはやめた方がいいと思うのです。

ですから、やはりこれはもっと議会内で検討して、協議して、みんなの合意のもとで進められた方がいいと思いますので、提案された澤田議員にお考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 1番、澤田源宏君。

**○1番（澤田源宏君）** 瀧議員が言われました議論が足りていないということは認めます。ただ、私は、支援者の方々の意見、そして財政のことによりこれを提案させていただいたところでございます。

**○議長（河村善一君）** ほかに。10番、吉岡あみ子君。

**○10番（吉岡あみ子君）** 10番、吉岡でございます。今、澤田議員のお話を聞かせてもらおうと、自分の地域の人のご意見を聞いて提案されたと。やはりそれを議会の14人の議員の中に持ってきていただいて、「僕のここはこうや」と、皆さんでもっと意見、どういう意見か聞かせていただきたいと、そういうようなもっと練って練ってあげてもらったら、やはり、なるほど、そういう気も起りますけど、今おっしゃった、自分の地域、瀧さんがおっしゃった、意見を言われたんだと思いますけど、そういう気持ちで出されたということだったらもっと重みのある、ここで議論してこうやって出したという、そういうふうなことだといいいのですが、いまいち、もう一度聞かせていただきたいのですが。

**○議長（河村善一君）** 1番、澤田源宏君。

**○1番（澤田源宏君）** 私は、先ほどから言っていますように、議員定数を削減することにより、財政も少しはましになる。そして支援者の方々から言われたことは、議論が足りないということは認めます。私はそれが正しいと思ったのでこれにあげただけで、軽いとか、そんなことは一切思っておりませんので、重みはあるものだと思っています。

ただ、議論が少なかったということはこちらが悪いと思っております。全然わかりませんでしたので、そういうところで、どういうふうにして、こういうふうにしてもっていくのかということは知りませんでしたので、そのところは非は認めさせていただきます。ただ、軽い気持ちで出したとか、そういうことではありません。

**○議長（河村善一君）** ほかに質疑ありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 質疑というよりも、では、今聞いていると、審議はもう少し議員同士の審議が不十分であるということはお認めになっているので、この段階で継続審議に持ち込めるのかどうか。局長、調査をしてほしい、休憩して。

---

**○議長（河村善一君）** 暫時休憩します。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時30分

**○議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（河村善一君）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後3時12分

**○議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（河村善一君）** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。9番、徳田文治君。

**○9番（徳田文治君）** 9番、徳田文治。反対討論を行います。

私は、個人的には定数削減は反対です。定数の議論は、ただ単に定数が多いか、また少ないかという議論だけでなく、どのような議会をつくっていくのか、また、どのような自治をつくり出していくのか、こういう議論の兼ね合わせの中で議論がされるべきだと考えます。

議会改革の中で、しっかりと議員同士で議論していく、そして、議論するためには議会としてしっかり住民の意見を聞き、同時に調査・研究を重ねていくことが肝要だと思います。

また、議会のあり方として、討議できる人数だと思います。町民に向かい合っていく、そして、議員同士で議論をし、執行機関と特性を活かしながら、緊張感を持って切磋琢磨し、よりよい決定を導き出していくためには、適正な定数が何人が必要なのか、常日頃考えております。

私はまた所管委員会の数、それに一委員会当たり現在7名になっております。そういった人数はひとつの基準だと考えています。また、人口階層別議員定数、面積の近い市

町の議員定数、一般会計予算別の規模平均議員定数をもとに基準を検討することが何よりも肝要だと思います。

しかし、何よりも議会改革、特別委員会でも議論により提出決定をすべきであるということを進言させていただいて、反対討論といたします。

**○議長（河村善一君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** これで討論を終わります。

これより議提第16号を採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（河村善一君）** 起立少数です。よって議提第16号 愛荘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、否決されました。

---

### ◎議提第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（河村善一君）** 追加日程第5、議提第17号 同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議を議題にします。

提案者の説明を求めます。6番、伊谷正昭君。

〔6番 伊谷正昭君登壇〕

**○6番（伊谷正昭君）** 伊谷です。議提第17号 同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議について、説明をいたします。朗読をもって説明をさせていただきます。議案書を皆さん、ご参照いただきたいと思います。

議提第17号

令和2年12月23日

愛荘町議会議長 河村善一様

同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

提出者 愛荘町議会議員 伊谷 正昭

賛成者 愛荘町議会議員 高橋 正夫

賛成者	同	村田 定
賛成者	同	澤田 源宏
賛成者	同	吉岡 忍ミ子
賛成者	同	竹中 秀夫
賛成者	同	森野 隆

### 同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議

次のとおり、同和対策特別委員会の設置期限を延長するものとする。

#### 記

- 1 名 称 同和対策特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 109 条および愛荘町議会委員会条例第 5 条
- 3 目 的 2016 年 12 月に施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律」において、現在もなお部落差別は存在しており、地方公共団体の責務として地域の実情に応じた施策を講ずる必要が示されている。このことから、町の取り組みに対する調査を行い、同和問題の早期解決を目指すことを目的とする。
- 4 設置期限 1 年間の延長を行い閉会中も調査を行う。  
(令和 3 年 3 月 5 日から 1 年間)
- 5 定 数 7 人

#### 提出の理由

平成 30 年第 1 回愛荘町議会臨時会（平成 30 年 3 月 5 日）において、設置期限を 1 年として同和対策特別委員会の設置を議決し、平成 31 年第 1 回臨時会（平成 31 年 2 月 25 日）さらに令和元年 12 月定例会（令和元年 12 月 19 日）において 1 年間の延長を行ったところである。様々な人権課題に対応するため、人権教育・人権啓発活動の取り組みが必要であることから、今後も引き続き町の取り組みに対する調査を必要とするため。

ということで、以上でございます。

なお、付け加えてご説明をさせていただきます。この 1 年間の委員会活動として、部落差別の解消に向けた町内外の取り組みに関する調査を進める予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、次の事業を実施また参加をしました。

1 つ、愛荘町人権尊重まちづくり推進計画の取り組みの状況調査。2 つ目は、部落解

放人権確立要求愛知郡実行委員会主催の研修に参加をしました。愛荘町人権尊重まちづくり推進基本計画の具現化に向けての取り組みの状況は、また、人権施策および人権教育事業の進捗状況については、各種施設の総合的に取り組んでいくことの重要性を再確認し、継続して調査をする必要があると認識をいたしました。

設置期限の1年間の延長後、設置目的であります地域の実情に応じた施策の取り組みについて調査を行ってきましたが、各種施設の取り組みについて今後も引き続き調査をするため、同和対策特別委員会の設置期限の延長の決議を提出することとなったものでございます。

本決議をお認めいただいた際には、積極的に委員会開催を進め、調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。どうかこの本決議にご賛同をいただきますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。以上です。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。目的に書いてあることに対して質疑を行います。

「現在もなお部落差別は存在しており、地方公共団体の責務として地域の実情に応じた施策を講ずる必要性が示されている。」ということ述べて、「このことから、町の取り組みに対する調査を行い、」云々ということを行っています。

やられたことは、先ほど説明の中で、まちづくり人権調査アンケート、そういうものに対する聞き取りでしょう。そして郡協が催した研修会に参加したということです。

私は、「地域の実情に応じた施策を講ずる」ということですので、地域の施策を講じる、これだけ延長してやってきたわけですから、しかも同じことを言っているわけですから、そうした方向性が委員会でまとめあげられたのかどうか、この目的に沿って。

今年コロナでだめだったと言っている。でも、町のことは聞けるでしょう。まずそこをお尋ねしておきます。

**○議長（河村善一君）** 6番、伊谷正昭君。

**○6番（伊谷正昭君）** 今のご質問に対して、おっしゃるように今年度はコロナ禍で事業計画が、研修などがほとんどできなかったということではありますが、そういうことでもありますので、第1回目の、おっしゃるように今年はそのような状態ですので、昨年まではいろいろ委員会活動をさせていただいて、検証をさせていただいたというふうに思っ

おります。

そういうことから、引き続き町が主催する人権問題研究講座への参加とか、町内の3地域総合センターの主催されます事業への積極的な参加を行い、地域の実情を把握するように努めさせていただきました。またいろんな事業に対して研修ないしその事業に参加することによって、それぞれの地域の方、また委員の皆さんが交流等を通じて理解を深め、少しでも人権の研修を重ねて、人権の活動に少しでも実のある委員会だったというふうに理解をしております。以上です。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** だから、私が言いたいのは、本当にこれはもう毎回同じことで、しかも何の研究も委員会活動の報告もされないという、そんなざまたれな特別委員会は必要ないんです。町の行う研修会やらに行ったとか、これは特別委員会なんです、特別委員会は何をするのか、目的を持ちながら、目的から全然外れていくとか、しかも、活動報告はされない。前は出されたのは、確かに、どこどこへ行きました、どこどこへ行きましたというのは報告はありました。だからどうなんだということです。1年間の区切りでそういうまとめをするということでしょう。

じゃあ、1つだけ聞いておきます。地域の実情に対して、私が一般質問やらそういうもので取り上げていますけれども、ある地域で消防詰所に宅内桝が設置されていない。そして、上水道が公共の施設に、公共の施設というか、そこに流れている。要するに、目的に沿った取り組みを町の行っていることにどういうふうに助言したり、もしくはどうするのかということをもとめあげたり、実情というのはそういうことでしょうか。

じゃあ、私が聞きたいのは、提出者に、地域の消防詰所、その詰所に、私は一般質問でしていますので、だいたい想像つくと思います、わかると思います。その詰所に宅内桝が設置されていない。それに伴った上水道が引き込まれていない。この現状がどうであるかとか、考えられたことがあるんですか。

**○議長（河村善一君）** 6番、伊谷正昭君。

**○6番（伊谷正昭君）** たぶん、今おっしゃっていることは、山川原の総合センターの横に消防の詰所があると。これは今、上水道のメーターとか設置桝が設置されていないというのは、昨年来からいろいろご質問がありました。そういう建築基準法とか排水の基準がたぶんあまり認識がなかったというふうに思うわけですので、それも委員会で今おっしゃるようにもう少し把握して、つくるべきだったなというふうには反省をしております。

ますりけれども、それは町のやっておられることに少し今後も把握して、そういう事業のことについても十分把握をしていかなければならない。

それについてもやっぱり、先ほど言いましたように、現地の再三確認をして、どういものがあるかということも委員会で研鑽を重ねていかななくては、単なる見るだけではそういうことが把握できませんので、今後はそういう委員会を通じて検証をしていきたい、こう思います。以上です。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 人権教育・人権啓発活動、特に重視をして、町のあり方を討議するということでしょうが、そうしたことも含めて、全く、「地域の実情に即した」とか書いてあるだけで、地域のことを全然何もしようとしてないでしょう。このことが明らかになったんですよ。だから、様々な人権課題に対応するのに、今、町としてどんな取り組みが必要なのか。どうまとめられたのか。そこだけは、別に今回は2回しかできなくても、委員会としてのまとめはあるはずですので、それを述べてください。

**○議長（河村善一君）** 6番、伊谷正昭君。

**○6番（伊谷正昭君）** 確かに委員会活動の中で検証はできていなかったのは、全部ではないですけど、事実ですけど、それを先ほどおっしゃるように報告を、いろんな場で報告をすることであったと思います。今後はそういう形で報告なり検証してまいりたいと思いますし、もう一度委員会活動の中身を検証しながら、この今の委員会活動を進めてまいりたいと思っております。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。私は、設置目的というか、議会運営的なところから質疑したいと思うのですが、皆さん誰でも議員必携を持っておられますけれども、議員必携に、「特別委員会は常任委員会と異なり、臨時・特定の事件について設置されるものであるから、その事件の審査や調査が終了した時に消滅する」というふうに書かれているのです。

同和対策特別委員会、毎年更新というか、継続のこういうものを出して、その前はずっとそういうのもなくずっとあったわけですけども、この同和委員会というのが「臨時・特定の事件」の内容、同和を設置するにあたっての臨時・特定の事件について設置されるものですから、その「臨時・特定の事件」というものの内容がなければいけないと思うのです。そういうことについて説明をお願いします。



**○議長（河村善一君）** 6番、伊谷正昭君。

**○6番（伊谷正昭君）** 特におっしゃるとおりに、特別委員会は目的・期限を定めて委員会をすべきということは事実であります。今日まで同和対策イコール人権施策ということで今日までやってきましたのは、各地域において、また施設においていろんな日頃のそういう差別の問題とか人権の問題を含めて、協議なり実施をしてまいりましたが、もう少し足りないと申しますか、できてなかったのは、先ほど申し上げましたように、できてないということですので、これをもう一遍1年間、再検証しながらこの委員会を進めていきたいと、こういうように思っております。以上です。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 人権施策とか施設の実情とか、そういうのって常任委員会でも説明あるし、3総合センターからも説明が来ていますし、あと人権教育でもありますし、重なりがあると思うのです。

重なりがあるというのは常任委員会でやっていけば済むことなので、こういう委員会は臨時・特定の事件なんで、臨時というのはいつまでも置いておいたらあかんと思うのです、臨時なので。臨時と常設があると思うので、それは常任委員会です。ですから、設置根拠というのがどこにあるのかと思うのです。

今答弁されたのには、足りない、できていない、再検証が要するという、していきたいと言われたのですが、それは具体的にどんなことなのかについて、答弁をお願いします。

**○議長（河村善一君）** 6番、伊谷正昭君。

**○6番（伊谷正昭君）** 先ほどから引き続き1年間延長するということは、今、人権政策課や農林商工課、さらには生涯学習課などから報告を受けるのがほとんど事業進捗状況、これは各課のいろいろな状況の取り組みの把握をしているだけでありまして、人権に対する差別の事象とか、最近のいろんなインターネットの問題とか、そういう事象がある時には、ぜひそういうことで取り組んでいきたい。これはソフト面、事業ではなくてソフト面に対する把握をしながら取り組んでいくというのが私たちの委員会の務めだというふうに思っております。

これについて、先ほどから何回も言いますが、検証なり、どのような形で啓発ができるかということを含めて、取り組んでいかなければならないというふうに考えております。以上です。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** だから、そういうことは常任委員会でやっていますので、何も重ねてやることはないわけで、総務常任委員会でも教育民生でもやっていると思います。常任委員会がある時は常任委員会がその役割を担っているのです、そこで審議ができない、調査研究できない臨時・特定な事件について特別委員会は設置根拠があるわけです。

ですから、設置根拠は必要ないということは申し上げたいですが、ですから結局、先ほど質疑の中で言われましたけれども、2回常任委員会をされたのですが、もっと臨時・特定で緊急性があるものだったら、議会も休みなくやっているわけですので、もっともっと本当にそういうものがあれば掘り下げて研究していただいて、やっぱり結果を早くに出していただくべきだと思います。

そういうことで、こういう、なんて言うのか、何か結果が見えないようなことですが、この1年間で活動されて、それで設置はされないというような、それが一番の目的ですので、だから1年間延長されるのであれば、どこに結果を見出すのか。その結果をもって終了するということになりますので、どこにそれがあるのかということについてお聞きしておきます。

**○議長（河村善一君）** 6番、伊谷正昭君。

**○6番（伊谷正昭君）** 先ほどから申し上げていますように、特別委員会ですので、1つの原点に向かっての委員会ということが言えるのですが、今の差別問題の事象とか、そういうことは永久に消えるものではありませんので、それについてはこれからそういう事象を少し出ても抑えるために、この委員会に取り組んでいくというところで、1年間で終わるものではありませんので、今後、事象というのは今後とも続きますので、これをいかに皆さん方に研修また啓発を進めていくかということが肝要かと思います。以上です。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** 4番、西澤です。ちょっと私はわかりませんので、本当に初歩的なことをお尋ねいたします。

この提出理由の中に「様々な人権課題に対応するため」、非常に大事なことですが、書かれています。それでわからないというのは、この委員会の目的は、部落差別の解消だけなのか。あるいは、この愛荘町には外国人がたくさん住んでおられます。この

方たちの人権もやっぱりこの中に含んで調査をしていくというように考えておられるのか。その点をお伺いしたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 6番、伊谷正昭君。

**○6番（伊谷正昭君）** 今おっしゃるように。外国人のことについては、それも人権に絡むのですが、今、私たちのこの委員会の設置については、同和関係、同和地区の関係者の限定した施策と、プラス人権問題についての活動をさせていただいておりますので、私は外国人を対象ではないというふうに考えております。

**○議長（河村善一君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議に対して、反対を行います。

同和対策特別委員会の設置に本当に提案根拠を持っていないということを申し上げます。その根拠は、今日まで設置および延長決議を提出してきたところで、引用させていただきます。

平成30年に設置根拠が示せないどころか、今議会のように「わかりません」、こうしたことを堂々と答弁している提出者・賛成者でした。

平成31年2月に提案された時は、目的として掲げた「地域の実情に応じた町の取り組みに対する調査」、地域の実情把握が中心となったと、賛成討論で述べていながら、何ひとつ地域の実情を示していません。

平成31年（令和元年）12月議会での委員会の延長に対する賛成討論で、地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた施策を講じる必要性が示されていることから、町の取り組みを調査するため1年を延長して調査研究を行ってきた」と述べています。1年間延長して、地域の実情の調査研究の報告はありません。また、特別委員会のその使命、事案が1つも示されない。何もしていないことをこの決議ですべからず露呈しているということは、本当に厚顔無恥というほかありません。

今回の提案に際しても、町の取り組みを調査すると言います。その趣旨に沿った委員会報告もない。7人の議員さん、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、よ

り積極的な活動が求められていると、自ら提出した厚生年金への加入を求める意見書で、この文章を熟慮されることを望んでおきます。

ある市が、「同和行政終結後の行政のあり方検討委員会」を設置し、その点検の中で、「同和行政の負の側面、市民の同和行政に対する不信感、これまで述べたとおり半世紀以上にわたる同和問題の解決に向けた取り組み・改革は、大きな成果をあげてきました。しかし、長年、同和行政は負の側面を生み出してきたことも事実です」と検証し、「運動団体幹部による不正事案が明らかになったことなども相まって、同和行政に対する不信感が生じており、本市の同和問題解決に向けた取り組みに対する市民の信頼は大きく損なわれ、これまでの成果が覆されかねない状況となっています」とも検証されています。さらに、「これまでの取り組みの成果を確認することはもとより、改めて各取り組みが市民の共感的理解を得られるものとなっているか、検証が必要」としています。

私は、こうした、本当に見地に立つことが大事です。それで、本町議会が今なお同和对策特別委員会の設置をし続けていることは、私は議会のご都合主義でないか。また、説明責任が果たせない設置こそ、町民の不信感を抱かせる要因となっていることに自責と自戒求めるところです。

同時に、真に今、町議会として必要な特別委員会の設置など、こうしたことを本当に検討していく、このことを申し上げて反対討論といたします。

**○議長（河村善一君）** 次に賛成討論はありますか。

**○議長（河村善一君）** 7番、高橋正夫君。

**○7番（高橋正夫君）** 討論を述べる前に、我が愛荘町、山川原地区がございます。今なお小集落地区改良事業は100%完了いたしておりませんし、世間の状況を見ますと、インターネットでの誹謗中傷等々、問題が多発しております。こういった時期に我々この同和对策特別委員会でいろいろと調査研究していきたいという思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議提第17号 同和对策特別委員会設置期限延長に関する決議について、賛成討論を行います。

2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」において、現在もなお部落差別は存在していると明記されております。その中で、地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた施策を講じる必要性が示されていることから、町の取り組みを調査するため、平成30年3月5日に設置期限1年として設置し、1年間の延長を2

回行い、調査研究を行ってきた特別委員会であります。

提出者からも説明があったように、目的として掲げた「地域の実情に応じた町の取り組みに対する調査」を今後も引き続き実施することは必要であると考えます。部落差別推進法施行から4年が経過し、町においても地方公共団体の責務として、解消に向けた取り組みが進められてきている状況であります。今後、具体的取り組みをどのように進めていくかが課題とされておりますが、このような状況から、各種施策の取り組みについて、専門的に調査研究を行うことは必要と考えております。

以上の理由により、同和対策特別委員会の設置期限延長について、賛成するものであります。委員各位におかれましてもご理解いただき、ご賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（河村善一君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** これで討論を終わります。

これより議提第17号を採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（河村善一君）** 起立多数です。よって議提第17号 同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議提第18号～20号の上程、説明、採決

**○議長（河村善一君）** 追加日程第6、議提第18号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから、追加日程第8、議提第20号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申し出があります。閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 異議なしと認めます。よって、議提第18号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第19号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第20号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付することに決定しました。

---

### ◎議提第21号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第9、議提第21号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提第21号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（河村善一君） これで、本定例会に付された日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

---

### ◎町長あいさつ

○議長（河村善一君） 町長、閉会のあいさつ。町長。

○町長（有村国知君） 令和2年12月愛荘町議会定例会の閉会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、条例案件4件、組合議決案件2件、路線認定案件2件、損害賠償案件1件、補正予算案件11件、契約議決案件2件、合わせて22案件でございます。慎重審議のうえ、すべての案件につきご議決をいただき、誠にありがとうございました。

本年は、新型コロナウイルス感染症が世界中、そして愛荘町も大きな影響をもたらしました。住民の皆様にご安心いただくことを第一に、特別給付金への1万円の上乗せ、町内事業者様への補助、各自治会の活動再開に向けた支援等に加え、プレミアム付き商品券の販売など、様々な新型コロナウイルス感染症対策事業を実施してまいりました。

まちづくりの分野においても、地方創生事業の一環として「ウォークブルタウン創造事業」を開始しました。近江鉄道愛知川駅や中山道の一帯を中心エリアに位置づけ、空き家対策、観光、伝統産業振興等をパッケージで進め、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の形成に3か年計画で取り組んでまいります。

令和3年におきましても、愛荘町に住むすべての世代の町民が、まちに愛着と誇りを持ち、愛荘町で生まれ育ってよかったと思えるまちを目指し、将来の愛荘町にとって必要である施策を1つずつ進め、愛荘町のさらなる発展に向けて全力で取り組む所存です。ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

むすびにあたりまして、議員の皆様をはじめ町民の皆様のご健康とご多幸を心からご祈念を申し上げます。どうぞ、よい年末年始をお迎えください。ありがとうございました。

**○議長（河村善一君）** これをもって、令和2年12月愛荘町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞さまでした。ありがとうございます。

閉会 午後3時55分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 1 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 2 番